

令和7年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和7年9月4日 午前10時00分 開会
午後 2時54分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 西川 善浩	2番 横井 晶行
3番 柴田 三乃	4番 坂本 剛司
5番 杉本 訓規	6番 欠員
7番 吉村 始	8番 奥本 佳史
9番 松林 謙司	10番 谷原 一安
11番 川村 優子	12番 増田 順弘
13番 西井 覚	14番 藤井本 浩
15番 下村 正樹	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	西郷さくら		

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 11番 川村優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順番	議席番号	氏名	質疑方法	質問事項	質問の相手
1	2	横井 晶行	一問一答	高田川のメンテを問う	担当部長
2	9	松林 謙司	一問一答	避難所の環境改善について	市長 担当部長
3	4	坂本 剛司	一問一答	クビアカツヤカミキリについて	担当部長
				就学前施設担当課の方向性について	市長 副市長 教育長 担当部長
4	10	谷原 一安	一問一答	水道水源地の保全について	市長 担当部長
				地域農業の将来と地域計画について	市長 担当部長
				住宅開発に伴う公園のあり方について	市長 担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	図書館資料の収集方針について	教育長 担当部長
				尺土駅前道路の通行安全対策について	市長 担当部長
6	1	西川 善浩	一問一答	新町スポーツゾーンについて	市長 担当部長
				弁之庄・木戸線について	市長 担当部長
7	12	増田 順弘	一問一答	空家対策について	市長 担当部長
				防災対策について	市長 担当部長
				農業の活性化について	市長 担当部長
8	3	柴田 三乃	一問一答	小学校における英語教育について	教育長 担当部長

9	13	西井 覚	一問一答	観光政策について	市 長 担当部長
				農業について	市 長 担当部長
				投資及び I R に対する危険の教育について	教育長 担当部長
				今後の本市の財政見通しについて	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月26日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆さん、2番、横井でございます。今日は前回に引き続き、高田川のメンテナンスを言います。

それでは、質問席に移ります。

奥本議長 横井議員。

横井議員 2番、横井でございます。

皆さん、古今東西、理事者の皆さん、今回、またしても高田川メンテナンスであります。まずは今回、いきさつからお話ししなければなりません。今7月に、県側に高田川北側の側道、太鼓橋から鳥井戸橋にかけてのメンテナンス相談をしましたところ、先方より、当区間は道ではなく通路ですとの回答ありました。私は、道と通路何が違うのかと逆質問しましたところ、何と、当該場所で事故発生時の保険が下りないので、でした。このとき、「ええ」だったのです。現実問題として、太鼓橋通行止め中なのです。通行量、自転車がその通路は増えているのです。まだ復旧に2年から3年かかると予想しております。その間、我々はどうすればよいのか。行政機関として助言、お知恵を賜りたいと言いました。県側の助言として、要約になります。1つ、本来は太鼓橋通行止めをする前の段階で迂回路の安全確保をすべきであった。2、河川管理通路、今回問題にするところです。河川管理通路を市道にしてはどうかという助言をいただきました。市側に市道認定基準があるので、市側に聞いてほしい、ありました。そのため、慌てて市建設課に問合せをしましたのであります。通路から公道に昇格させてもらえませんか。また、市道認定基準はどうなってますか、が今回の9月議会前の交渉経緯になります。これがいきさつです。

さて、具体的な質問に移行します。私たち地域住民は、大昔から道路と思っていた道が、

実は通路だったのです。ショックでした、に尽きます。しかも、この通路が小学校の通学路にもなっていたのです。このことは実にショッキングな真実であり、現実でもありましたのです。今回、公の場、本議会をお借りして、はつきりと明確にご質問をする次第であります。このことは、地域の安全の意味でも、放置、見逃しはできない地域の改善事例なのであります。

質問1の1に入ります。1問目、高田川の管理道が通学路となっております。管理瑕疵により事故があった場合、保険対応ができないので、高田川側道の河川占用申請を行ったと聞いたが、そのいきさつについてお聞きしたいのであります。理事者側としての公式回答をお願いします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 おはようございます。都市整備部の安川です。よろしくお願ひします。

河川占用申請についてのご質問でございますが、奈良県管理の一般河川区域である通路を通行するに当たり、管理上の瑕疵により通行人がけが等を負った場合においては、葛城市的総合賠償保険の対象とならないということを確認いたしました。奈良県と協議した結果、葛城市が施工したアスファルト舗装や防護柵を占用物として申請し許可を得ることで、総合賠償保険の対象となることになりましたので、奈良県に対して、河川法第24条の占用申請をすることとなりました。

以上です。

奥本議長 横井議員。

横井議員 いよいよ突っ込みます。2番に入ります。河川占用許可について、また今後、通路を安心して使用できるのでしょうか。理事者側としての公式見解をお願いします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 令和7年7月28日に、奈良県知事宛てに河川法第24条申請を行い、令和7年8月21日付で許可となっております。この許可により、河川管理通路におけるアスファルト舗装や防護柵の管理が葛城市となり、今後、占用物の管理瑕疵が原因で事故が発生した場合は、市が加入している総合賠償保険で過失割合に応じた保険金が支払われることとなりますので、安心して利用いただけます。

以上です。

奥本議長 横井議員。

横井議員 ありがとうございます。葛城市的行政におかれましては、我々市民のためにいろいろな改善活動をしてくださったご様子のこと、この場をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。私は、皆さんからの陳情、要望にお応えするために、これからも三直三現式で現地調査を行い、市民皆様からの声を声に、お聞きする次第であります。私はこれから市民第一を目指して、皆さんの要望、陳情を必ずや行政にお伝えします所存であります。理事者の皆さん、長らくのご清聴ありがとうございました。

奥本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、避難所の環境改善についてお伺いをさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

奥本議長 松林議員。

松林議員 それでは、避難所の環境改善についてお伺いをさせていただきます。

公明党としてこれまで大規模災害時の避難所環境の改善について、特にT K B、トイレ、キッチン、ベッドの迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてまいりました。このスフィア基準とは、災害や紛争の被災者が、尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準のことを言います。正式名称は人道憲章と人道対応に関する最低基準であります。スフィアとは英語で球体を意味し、地球上のどこであっても適用する国際的な基準であることを表しております。

被災者は劣悪な環境の避難所などで我慢を強いられるのではなく、今後の生活の再建に希望を持つことが必要であります。そのために、スフィアの原理は以下の2つの基本理念に基づいております。災害や紛争の影響を受けた人々には、尊厳ある生活を営む権利があつて、したがつて、支援を受ける権利がある。災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。以上の2つの理念に基づいております。

スフィア基準が生まれたきっかけは、1994年に起きたアフリカ、ルワンダの悲劇に遡ります。民族間の争いにより80から100万人もの市民が殺害され、虐殺を逃れるために多くの人が周辺諸国へ避難し、各国に難民キャンプが設けられました。しかし、各国政府や国連、NGOなどの支援が行われたにもかかわらず、赤痢やコレラなどの感染症で3万人近い難民が命を落としました。この守られるはずの命を守れなかつた反省から、国際赤十字やNGOなどが1997年にスフィアプロジェクトを発足し、支援活動のプロセスの見直しが行われました。この検証を通じて得られた知見はスフィア基準として発表され、支援活動従事者などの指針としてハンドブックが作成されました。1998年の試版から改訂を重ね、現在は2018年版が最新となっております。

スフィア基準の内容につきましては、スフィア基準の原理と基盤ともなっている人道支援の必須基準は、より質の高い支援を効果的に提供するために考えられており、支援における9つのコミットメントを定めております。例えば、給水、衛生及び衛生促進の項目では、基本行動の1つに「環境に及ぼす影響に配慮しながら、最も適切な地下水や地表水の水源を特定する」を掲げ、基本指標として飲料水と衛生的な生活に必要な水の平均量を1人1日最低15リットル、最大利用者数を蛇口1つにつき250人としております。トイレについては、20人につき最低1つ設置、男女比は1対3が必要とされています。避難所及び避難先の住居では、1人当たりのスペースは、最低3.5平方メートル確保することを基本指標の1つとして掲げています。

政府は、昨年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準

を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記しました。さらにトイレの比率を、男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に1つとの基準を示しました。また、避難所内の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル、畳2畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指しております。指針ではこのほか、温かい食事を提供できるよう、地域内でキッチンカーを手配するなどの取組事例が紹介されております。

また、昨年11月に中央防災会議等から、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が出されました。その中で、国の対応組織の充実強化や、被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度を災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練などを総合的に進めるものとしております。

ここでお伺いをいたします。スフィア基準に基づく、トイレを20人に1基とする取組、また、スフィア基準に基づく入浴施設の基準、50人に1つの基準の取組についての見解をお伺いいたします。そしてまた、スフィア基準に基づく、避難所内の1人当たりのスペースを最低3.5平方メートル、畳2畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指す取組について、どのようなお考えかをお伺いいたします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願ひをいたします。ただいまの松林議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年12月に、ただいま議員お述べの、スフィア基準を踏まえた国の自治体向けの避難所に関するガイドラインの改定により示されました、トイレや入浴設備の求められるべき基準を受けまして、葛城市では、トイレにつきましては、トイレカーの追加導入と、全国におけるトイレカーを保有している自治体との相互応援ネットワークの構築に向けての働きかけを、また、新たに自動ラップ式簡易トイレを購入し、各避難所に配備する予定でございますが、引き続き、避難所におけるトイレ環境の、量的にはもちろん、質的な向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、入浴設備でございますが、各避難所ごとに恒常的な入浴施設を整備することは、費用面等から難しいと考えますが、自衛隊への派遣要請や民間事業者との応援協定により、仮設入浴設備や簡易シャワー設備等の受援について積極的に働きかけていきたいと考えております。一方、スフィア基準では、1人当たりおおむね3.5平方メートルの生活スペースを確保することが望ましいとされております。葛城市避難所運営マニュアルでは、適切な区画割りを行うよう定めておりますが、災害発生時に学校体育館などの指定避難所においては、収容人数に対して実際に避難される方の人数によって基準どおりのスペースを確保することは困難な場合が考えられます。このため本市では、避難所内でのエリア区分、間仕切りの活用によるプライバシーの確保、分散避難の推進、避難所の多重選択肢の拡充などを組み合わせることで、避難される方の居住スペースを可能な限り広く確保したいと考えております。

今後は、スフィア基準にございます、避難される方の苦痛を軽減するため、実行可能な手

段を尽くさなくてはならないという基本理念を踏まえまして、国や県の支援制度も活用しながら、避難所のトイレ、入浴環境の改善に計画的に取り組むとともに、居住スペースにおきましても、身体的、精神的な負担軽減にも取り組み、特に女性や高齢者、障がいのある方など、多様な避難される方々が安心して利用できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。スフィア基準では、災害の現場で誰もが活用しやすいよう、基本指標やガイダンスノート、情報提供や指針を示すための資料を細かく設定しております。ただし、スフィア基準はあくまでもガイドラインであり、例えばトイレの男女比が1対3ということを必ず守らなければならないというものでもありません。本来の目的は、その上位にある基準の、人々は十分な数の適切かつ受け入れられるトイレを安心にいつでもすぐに使用することができるであります。数値にとらわれるのではなく、被災者の声に耳を傾け、それぞれの場所や状況に応じた解決策を考えることが重要であります。災害時に被災者が尊厳ある生活を営むことができる環境を提供するために、支援する側も支援される側もスフィア基準を正しく学ぶことが求められます。

先ほど、政府が昨年12月に改訂をした避難所の運営指針の中で、温かい食事を提供できるよう地域内でキッチンカーを手配するなどの取組事例を紹介して推奨していることを紹介させていただきましたが、葛城市におきましても、災害発生時において市民の安全・安心を守るため、より実効性の高い支援体制を構築していくことが不可欠であります。そこで、大規模災害発時における市民への温かい食事提供を目的として、葛城市とキッチンカー協会との間で災害支援協定を締結していただくことが肝要であります。キッチンカーは、通常の避難所運営では難しい、温かい食事を迅速に提供でき、また、被災状況や避難所のニーズに応じて柔軟に移動できるという大きな利点があります。この協定が実現すれば、災害発生時にいち早く、被災者へ食料を届け、生活の安心を確保できるものと確信いたします。

ここで阿古市長にお伺いをいたします。災害発生時にはいち早く、被災者へ温かい食事を迅速に提供し、市民生活の安心を提供できるように、葛城市とキッチンカー協会との間で早期に災害支援協定を締結するべきであると考えますが、阿古市長のお考えをお示しください。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 災害における食の確保は、避難所生活の健康維持と食の安全のため極めて重要であると認識しております。特に温かい食事を提供できる態勢を確保することは、避難者の安心につながるものであり、とりわけキッチンカーの活用は有効な手段の1つと考えております。ご提案いただいておりますキッチンカー協会との協定につきましては、発災直後からの迅速な食料提供の可能性、衛生管理や燃料、水の確保、方法など整理する必要がありますが、災害対応力の向上につながるものと認識しております。今後につきましては、まずはキッチンカーの運営主体を調査し、ご協力いただける相手先がございましたら、支援内容や支援範囲

等の協議を行った上で、災害時の応援協定締結について前向きに検討をしてまいります。

以上でございます。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。葛城市におきましても、災害発生時におきまして、市民の安心・安全を守るために、キッチンカー協会との間で早期に災害支援協定を締結していただき、より実効性の高い支援体制を構築していただくことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

奥本議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は2点、1点目はクビアカツヤカミキリについて。2点目は、6月議会に引き続き、就学前施設担当課の方向性についてであります。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 では、よろしくお願ひいたします。

まず1点目、クビアカツヤカミキリについてであります。クビアカツヤカミキリは、コウチュウ目カミキリムシ科に分類される昆虫の一種であります。別名クロジャコウカミキリとも呼ばれることもあります。桜や桃、梅などの木を食害する昆虫であります、日本では2018年、平成30年1月に、環境省により特定外来生物に指定された虫であります。

世界中どこに生息しているかといいますと、中国、モンゴル、ロシアの極東部、朝鮮半島、ベトナム北部に生息しております。また近年、イタリアや日本に外来種として移入して定着している昆虫であります。そのクビアカツヤカミキリの特徴といたしましては、体長22から38ミリメートル、体全体は光沢のある黒色で、赤色の前胸が目立つ虫であります。黒色の触覚は、体長と同等かそれ以上の長さになっております。

日本では、2012年、平成24年に愛知県で初めて発見されて以降、日本各地で分布を広げているところであります。各地で見つかっております。この虫の繁殖力は大変強く、1匹の雌が300から1,000もの卵を生みます。日本では、孵化して2年後の6月中旬から7月下旬に成虫となり、幹から脱出して交尾した後に産卵するというサイクルを経て個体数を増やし、別名ジャコウとつくように、成虫は芳香を分泌します。これとは別に、雄はフェロモンによってメスを誘引します。公園や市街地の街路樹に生息し、桜、梅、桃などのバラ科樹木に寄生をいたします。

クビアカツヤカミキリの害としましては、幼虫が樹木内部を食い荒らすため、寄生された樹木が枯死することもあります。特に桜の大敵とされ、大量に植樹されているソメイヨシノの被害が顕著であり、被害拡大防止の観点から、桜が伐倒される事態が相次いでおります。このことから本種が特定外来生物に指定されております。

2019年初旬には、奈良県と三重県でも確認されておりまして、群馬県館林市は、捕殺個体1匹につき50円か飲料水を送る取組を始められております。これを参考に、埼玉県行田市も、成虫10匹を捕殺すれば500円分の商品券を配っていると、そういう自治体もあります。こういったクビアカツヤカミキリであります。私は7月に、日は違うのですが、2匹のクビアカツヤカミキリを自宅の近所で見ました。そのときはその虫がクビアカツヤカミキリだとは分かりませんでしたが、見た感じ、大変よくない虫だと感じたので、靴で踏みつけました。しかし、軽く踏みつけるぐらいでは潰れませんでした。殻が強いのか、軽く踏むぐらいでは潰れないんです。強く踏みつけて殺しましたが、調べると、クビアカツヤカミキリを見つける場合は、逃がさず捕殺するようにとの記載がネットでも記載されております。

では、ここで質問させていただきます。葛城市では、桜の木がどこに何本あるか把握はされておりますか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願ひいたします。坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

桜の木は、公園や河川堤防、池の堤防、個人の敷地等、様々なところにございます。今現在、市内全体の本数につきましては、把握はしておりません。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 本数は把握されてないということですけど、あちこちに桜の木は植えられております。それらの桜の木の管理者は、どこが管理者となっておりますか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 桜の木の管理につきましては、公園等公共施設は市の管理でございます。一級河川敷は県管理、池の堤防等につきましては地元管理となっております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 それでは次の質問ですが、葛城市的年度別のクビアカツヤカミキリの被害本数は何本か分かりますか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市内の正確な被害本数は把握できておりませんが、被害状況の情報提供のあつた件数を年度別にお答えをさせていただきます。令和2年度、10件、令和3年度、23件、令和4年度、31件、令和5年度、45件、令和6年度、51件、令和7年度、8月末現在で59件となっております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 今お答えいただきましたように、年度ごとに被害本数は増えております。このまま増えていくのは心配な状況であります。そこで市は桜の木の被害を減らす対策は行っておられますか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 先ほどもお話がありましたように、クビアカツヤカミキリは、桜、桃、梅などの主にバラ科の樹木に発生をいたします。最も効果的な対策は早期発見と早期駆除とされています。産卵時期は6月から8月頃で、幼虫の活動時期は4月頃から10月頃と言われています。その時期に定期的なパトロールを行い、被害対策に努めています。被害木を発見した場合は、樹木への消毒と併せて、防風ネットを巻き付け、成虫の飛散や新たな産卵防止を行っております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。成虫、幼虫を見つけた場合、市民ができることは何でしょうか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民の方がクビアカツヤカミキリの成虫を発見した場合は、被害拡大防止のため、その場で捕殺し、市等に情報提供をお願いしているところでございます。また、幼虫を発見した場合は、木の管理者には、フラスが発生し、クビアカツヤカミキリが侵入したと思われる穴に殺虫剤を注入して駆除していただくようお願いをしております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 市はホームページでクビアカツヤカミキリについて注意喚起されていますが、ホームページでクビアカツヤカミキリのところまで行くのは、なかなか、検索すればすぐ出てくるんですけども、広報や防災無線で、成虫が出てくる時期、危険と思われる時期に、市民にもっとクビアカツヤカミキリについて分かってもらわないと、と考えますが、いかがでしょうか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 現在、ホームページや広報等でクビアカツヤカミキリについてお知らせをさせていただいております。この7月の広報にも掲載のほうはさせていただいております。今後も市民の皆様に広く知っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。先ほども少し触れましたけれども、他県の自治体では、成虫を見つけ捕殺すれば1匹50円の懸賞金を出している群馬県館林市、フラスというのは、クビアカツヤカミキリの幼虫が桜の木に入って、木くずとふんを出す。その出した後をフラスといふんですけども、そのフラスを発見すれば1万円の懸賞金を出す和歌山県みなべ町、和歌山県みなべ町は梅の産地でありますけれども、みなべ町などがありますけれども、葛城市ではそこまでは考えておられませんか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 現時点では懸賞金については考えておりません。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 そういうことあります。とにかく、私が成虫2匹捕殺しておりますから、市民の方もたくさん発見されていると思います。私の近所の桜の木も、フラスが出ている木がところどころ

ろ、何本もあります。このままでよいのかと思うところがあります。奈良県下他市町村、大和高田、千本桜とかありますけれども、千本桜もクビアカツヤカミキリにやられている木もあろうかと思いますけれども、他市町村と合同でクビアカツヤカミキリを絶滅に持っていくかなければと考えているところであります。まずフラスが出ている木から殺虫していかなければと思いますが、市のお考えをお聞きをいたします。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 クビアカツヤカミキリは繁殖力や飛散能力が高いとされています。今後、クビアカツヤカミキリの絶滅に向け、早期発見、早期防除の徹底を図り、対象樹木の管理者とも協力し、また、地域住民の方の協力も得ながら、外来生物法を遵守した上で取り組んでいく必要があると考えております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。クビアカツヤカミキリ、今の状況を殺虫もせずに放置したままであると、将来の葛城市的桜の木は相当本数枯れてしまうのではないかという危機感を私は持っております。市におかれましては、市民にクビアカツヤカミキリの害について周知徹底していただきまして、市民と一緒に、市も協働で絶滅に持っていくかと思うところであります。

以上でクビアカツヤカミキリについての質問は終わらせていただきまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、6月に引き続き、就学前施設担当課の方向性について質問をさせていただきます。6月議会におきまして、9月議会にもお聞きする旨を理事者にお伝えいたしましたので、閉会中において奈良県下各市の調査研究をし、また、担当部局間での会議も何回もされ、企画部、教育部、こども未来創造部の職員さんは、相当な労力と時間を費やし、本日を迎えたと思うところであります。前回も言いましたように、幼稚園、保育所、認定こども園における3歳以上の園児には、国が定める幼稚園教育要領、保育園保育指針、認定こども園教育・保育要領によって内容が統一され、同じカリキュラムによって、遊びによる集団活動や集団生活における体験による学び、園児の想像力を引き出す手助け、工夫してできたことの達成感を園児に経験させるための職員の力量と資質の向上などが今の就学前施設に求められ、次の小学校へとつないでいくものであり、過去から、幼稚園は教育する施設、保育所は養護と保育をする施設と言われ、葛城市ではいまだ差別化されております。

認定こども園では何をされているのでしょうか。私が思うには、教育と保育の垣根がなくなり、3歳以上の園児は、優れた保育教諭による共通する学びが行われていて、何ら差別的な事象は見受けられないと感じています。人事異動で保育所から認定こども園や幼稚園への異動、また、逆の異動があっても、学びを実践する先生方の指導は同じであり、決して優劣をつけるものではないと私は理解しております。

このようなことから、奈良県下の状況や全国の状況に対し常に目を光らせ、なぜ奈良県下12市では幼保担当課の一本化が進んでいるのかを理解し、協議し、計画を立て、利用者の利便性の向上につなげなければならないと思っておるところであります。

以上のことと踏まえ、1つ1つお聞きしていきます。1つ目の質問は、就学前施設担当課の一本化についての副市長の答弁は、6月議会の答弁では、就学前教育として、幼保一体化に向けての制度面、職員の配置などについて、必要に応じ担当部署と連携、調整を図っておるといったところであるという答弁をいただきました。つまり、幼稚園、保育所、認定こども園は就学前教育と言われ、就学前施設は教育という認識を持たれないと理解させていただきました。

そこで副市長にお聞きします。幼稚園、保育所、認定こども園の3歳以上の園児に対し、教育をやっている、つまり、保育所でも幼稚園と同じ教育をやっていると理解してよろしいでしょうか。また、その就学前教育とはどのようなものなのか、具体的に理解されているのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

奥本議長 東副市長。

東 副市長 おはようございます。東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの坂本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員お述べのとおり、幼稚園、そして保育所、そして認定こども園における3歳以上の園児につきましては、保育時間は異なりますものの、国が定めております幼稚園教育の要領、また、保育所の保育指針、そして認定こども園教育・保育要領によって内容が統一されておるところでございます。その目的といたしましては、生涯学習や人格形成の基礎を培う、であったり、また、心身の健全な発達を促すといった、そういった同じ内容で次の小学校へとつながっていくものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。それでは次の質問ですが、6月議会の答弁にて、兼務辞令について担当部長が、教育委員会と市長部局間での幼保施設に携わる事務職員の兼務辞令をそれぞれ1名ずつ出し、業務分担して効率的に進められるよう工夫しながら行っていると答弁をされました。業務分担、効率的工夫という言葉が使われてますが、業務分担の何が効率的で、どのような工夫をされているのか、私には理解しがたいところがありますので、具体的に例を出して説明をお願いをします。また、兼務辞令以外に同じ効果を得ることができる人事的行為をすることは、9市が可能であっても葛城市では不可能な事案なのでしょうか。具体的に説明をお願いをいたします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

まず、効率化の1つ目として、国や県への補助金申請事務がございます。国や県からの子ども・子育てに係る補助金の対象事業は、こども未来課、学校教育課の両課で実施しています。これを一本化して起案、申請することで、国や県に対し、葛城市として必要な補助金の申請を漏れなく行うことができ、未就学児への統一的な事業実施の経費の均一化が図られております。また、幼稚園、保育所、こども園のいずれでも実施している授業、例えば外国語教室や運動教室、法で実施規定がある検尿や施設の水質検査などは、課をまたいで調達を

一本化しております。

本市には、公立幼稚園、公立保育所、公立認定こども園がございます。幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領と内容の統一化は図られてはいますが、それぞれの施設に応じた国の要領、指針により運営しております。制度や施設による違いなどの知識を共有し、同じ就学前のお子さんをお預かりして次の小学校へとつないでいく施設として、保護者からの相談対応の利便性の向上や事務の効率化など、部課をまたぐ兼務辞令が出ていることで、柔軟にかつ効率的に対応を行っているところでございます。

現在、葛城市には、先ほども申し上げましたが、公立幼稚園、公立保育所、公立認定こども園と、ご利用者には公立だけでも選択肢を提供しております。葛城市だけに限らず、保育需要の高まりは依然として高く、一方、幼稚園の入園児数は減少傾向にあります。県内9市の組織づくりは、このようなことを踏まえてという市もあるうかと思います。本市におけるこれからの中未就学児の保育施設の在り方につきましても、将来を見据え、長い視点に立って検討、調整していく必要があるという認識で会議を進めております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。では、次の質問ですが、6月議会が終わってから、市からのアクション、つまり進捗状況報告が何もなかったことに対する質問をさせていただきます。これは昨年度にも会計年度任用職員の処遇改善について質問をし、議会終了後半年たっても市からアクションがなかったことで、再度3月議会にて質問をさせていただいた経緯がありました。私は議員として質問することにより、市が何らかのアクション、打合せ、会議、調査研究等を起こし、質問した議員に対し、あるいは議会に対し、何らかの中間報告的な行為があってもいいんじゃないかと考えるところであります。

3月議会にも、議員は首を長くして、市が打合せや協議、調査研究を重ねた結果を待っているということを言わせてもらいました。たとえその結果がよくても悪くとも、議員は市に期待して待っているということを言っておきたいと思います。私は、市が気づいて同じ状況が繰り返されないように、6月議会において、あえて9月にも同じ質問をさせてもらいますよとボールを投げたにもかかわらず、8月になってもアクションがありませんでした。このようなことから、私は8月5日に市の担当部に行って問合せをしました。その問合せ内容は、6月議会終了後から現時点までに、市はどのような調査や研究、協議、会議等を行ったのかを時系列で示してほしい旨を担当部にお聞きしましたが、担当部からは、打合せはしましたが、会議はしていない。研修も、情報はとっているが研修はしていないというようなお話をございました。

そこでお聞きします。どのような打合せをされたのか、時系列でお答えをお願いいたします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 坂本議員、6月に議会の一般質問を受けまして、6月議会終了後に企画部と教育部、こども未来創造部の関係部長と組織の見直しの件について協議を行いました。具体的には、組織の見直しを行う会議を行う前に、教育部、こども未来創造部のほうで、1つの課で幼保

の事務をすることについてのメリット、デメリットを、市民目線、職員目線からそれぞれ洗い出しを行ってもらい、表でまとめてもらうことで確認を行いました。実際のやり取りについてはメールで行うこととし、7月22日の火曜日を締切りとして、データで意見を集約するという形にしております。1つの課で幼保の事務をすることについてのメリット、デメリットのデータが提出された後の8月7日に、新庄庁舎3階において企画部と教育部、こども未来創造部長の3名で会議を行いました。そのときにそれぞれの部での考えを確認しており、今後は調整会議を進めていくということで確認を行っております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。では次に、県下12市のどのような研修情報をとったのか、時系列にお示しをお願いします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 県下12市の調査や視察の状況につきましては、坂本議員の6月議会の一般質問を受けて、6月議会終了後に、学校教育課、こども未来課の担当者が、県下11市に電話で連絡を行い、業務形態をソフト面、ハード面から聞き取りによる調査を行い、7月22日火曜日を締切りとしてデータにまとめております。先ほど述べましたように、8月7日に新庄庁舎3階におきまして、企画部と教育部、こども未来創造部長の3名で会議を行い、それぞれの部での意見を確認しております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。では、次の質間に移らせていただきます。

6月議会におきまして、県下12市のうち、奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、御所市、香芝市、宇陀市の9市が所管課を1つにしているという答弁をいただきました。やはり所管を1つにするというメリットがあるからこそ、県下9市で採用されていると思うところであります。子育てしやすいまちとして自負されております葛城市ですが、他市町では、市民や利用者がより一層子育てしやすくなるように組織改革を行い、担当所管を1つにされ、改善や改革をされておるところであります。

このような県下の状況を鑑みて、教育長にお聞きをしたいと思います。6月議会において担当部から、幼稚園は小学校就学前の子どもに対して教育を目的とした体系的な指導を行う教育機関であるため、教育課程に基づいた指導を行うための専門性が求められている。また、小学校への接続を見据えた教育活動を、幼・小接続カリキュラムに基づき、系統的な活動、幼・小の交流、遊びを取り入れた授業などを行っていると答弁をされております。教育課程を重要視して、国で定めた幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領は二の次というように感じられるところであります。保育指針を含め、各要領の内容が統一されているにもかかわらず、教育活動、教育指導、授業といった考えにより保育所との差別化を図っておられるように思われますが、県下9市が所管を一本化している状況をどのように思われているのか、教育長にお伺いをいたします。

奥本議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、ご質問にお答えさせていただく前に、議員のさきの6月議会答弁に対する受け止め方に触れさせていただきたいと存じます。教育課程を重要視して幼稚園教育要領は二の次に感じる。また、保育所との差別化を図っているように感じるとのことでございます。これにつきましては、そもそも教育課程というのは幼稚園教育要領に基づいて各幼稚園で編成するものであるため、教育要領が二の次ということは当然ございません。また、さきの6月議会の答弁は、幼稚園における教育についてのご質問にお答えさせていただいたことであるため、保育所との差別化を図っているという趣旨のものでも当然ございません。

改めまして、私へのご質問の、県下9市が所管を一本化している状況をどのように思われるかということでございます。現在、文部科学省では、中央教育審議会で、幼児教育の質の向上や小学校との接続の強化などを目的として、幼稚園、認定こども園、保育所間の教育的機能の整合性について議論されているところでございます。その中で教育の部分、これは文科省に一元化するものではないかというような意見も出ているところでございます。そのような上で、現在、こども家庭庁所管の保育所やこども園と、文科省所管の幼稚園は一元化されておらず、あくまでも連携強化によって制度化されているところでございます。他市では既に幼稚園が認定こども園化を全てされている。また、あるいは認定こども園に向けて計画しているなど、具体的な動きのある中で組織を一本化している市、また、窓口業務や事務所管は一本化しているが、教育課程や教育的な指導、また人事等は分けて行っている市など、各市の状況に応じて、それぞれの市が適切に判断をし行っているものと考えております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。最後に市長にお聞きをいたします。まず、4番目の質問の全文を踏まえての質問でございます。（仮称）當麻複合施設におきまして、こども未来課と学校教育課が左右のエリアに離れて位置し、利用者の利便性に相当欠けると思われるところであります。このような不便な配置をされたのには何か考えがあってのことだと思いますが、泣く泣く、国の所管の違いにより、幼稚園と保育所の事務所所管を縦割りにしたのかなどの臆測ができます。子育てしやすいまちを自負している葛城市でありますので、利用者にご不便をかけないように、近々、幼稚園と保育所、認定こども園の事務的所管を一本化し、利用者の利便性の向上を図るというお考えであってのことなのか、市長にお伺いをいたします。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 坂本議員お述べの、幼稚園、保育所、認定こども園における3歳児以上の園児には、同じ教育、カリキュラムを行っているという認識は私も同じでございます。ただ、保育所の場合は0歳児、認定こども園の場合は0歳児からお預かりするということになっておりますので、若干幅というのは違うようには認識をしております。葛城市就学前教育の実施にはそれぞれ特徴があります。特に幼稚園については、市内に4つの小学校の附属幼稚園が残っております。今後それらの施設をどのように整備していくかという点も考慮しながら、その流れと

合わせる形で幼稚園担当課と保育所担当課の統合など、教育環境の充実と子育て支援という面から子育て組織の改編を行っていく必要があるとも考えております。行政コストが大きく下がるなども含めてメリットが大きい場合には、組織の改編の可能性は十分にあり得ると考えております。今後、更に事務方にメリットとデメリットを、しっかりと分析と検討をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。市民にとってはデメリットは少ないと考えるところでありますので、今、市長のお話にもありましたように、いろいろ考えていただいて、市民のためになるように事務を進めていただければと思うところであります。

今回もいろいろ苦言を言わせていただきましたところですが、葛城市が住みよい、子育てしやすいまちとなることを期待し、また、議会は常に市を監視する役目がございますので、議会軽視だと思われないように努めていただきたいことを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

奥本議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時、13時から会議を再開いたします。

休 憩 午前1時09分

再 開 午後 1時00分

西川副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。声帯を痛めてまして、大変お聞き苦しいとは思いますけれども、ご容赦のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回は3点ございます。1点目、水道水源地の保全についてであります。葛城市は、水道事業の単独経営を継続することになりました。葛城山麓という大変地勢に恵まれて効率的な水道事業を展開できるとともに、地域の農業者の方の協力を得て安く原水を取水できていること、これらが本当に葛城市的水道事業を支えてきているものと思いますが、問題は、水源地の保全をどうするかということであります。全国の状況、それから県内の状況等を、こういうことを問い合わせながら、葛城市において水源地の保全をどうするのかということについて質問をしてまいります。

それと2つ目は、地域農業の将来と地域計画についてということであります。これは、今後10年後に、地域の農業者の後継者、これが次第になくなつて休耕地が増えていくことが、これは日本全国想定されているわけですが、国のはうが地域計画を立てて、関係の地域の方々が集まって10年後の将来像を話し合う。そして計画をまとめたら、それをまとめるという取組を全国で行っているわけですけれども、葛城市的現状についてお伺いしたいと思っております。

3つ目が、住宅開発に伴う公園の在り方についてであります。葛城市は、市街化調整区域に都市計画法の特例措置を受けてたくさん住宅が新しく開発されています。一定規模以上のところには公園を設けることになってるんですが、その公園が、もう空き地と言つていいような状態のものもあれば、ちゃんと整備されているものもあると。まちの将来にとって、こうした空き地のような公園がこのままだん増えていくのは、将来にとっても、葛城市にとって大きなまちづくりの上で負担になっていくと思いますので、一体これがどうなつてののかということについて質問してまいります。

これよりは質問席より発言いたします。よろしくお願ひします。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 それでは、よろしくお願ひします。

まず最初に、水道水源地の保全について質問をいたします。葛城市は奈良市と同様、奈良県広域水道企業団には参加せず、単独事業を継続しました。市民に提供する上水道は、主に葛城市内の水源地から取水した原水を浄水施設で処理をして市民に提供しております。そこでまず最初にお伺いしますけれども、令和6年度決算見込みで、葛城市水道水の自己水と奈良県広域水道企業団からの受水の割合がどのようにになっているかについてお伺いいたします。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 皆さん、こんにちは。上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。この議場での発言が初めての答弁となります。お手柔らかによろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原議員からのご質問にお答えさせていただきます。令和6年度葛城市水道事業会計決算における総配水量は453万6,197立方メートルでございます。うち自己水量は297万3,393立方メートルで割合は約65.5%、うち県営水道受水量は156万2,804立方メートルで約34.5%でございます。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。65%を自己水で賄っているということなんですね。

次に、水源について質問します。自己水の水源ですけれども、葛城市は地域の農業者の協力を得てため池を水源としておりますけれども、水源としているため池は何か所あるのか。また、それらのため池には葛城山から河川として水が流入してきております。ため池に流入している河川の数、これがどれぐらいあるのか、お伺いします。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 葛城市水道事業が水源として利用しているため池は10か所であり、それらのため池に流入している河川は8水系でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ため池は10か所、河川は8水系ということでございました。ため池及びそこに流れ込む河川の水質は、市民に安心・安全な水道水を提供する上で重要な課題だと考えます。そこで伺

いますが、葛城市はこれらの水源地域の保護、保全を目的とした条例は制定されてるでしょうか。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 葛城市では制定しておりません。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 制定していないということあります。最近マスコミなどでも、水道水の水源となる森林が外国資本に売却される問題が大きな話題となったことがあります。関心が集まりました。一般財団法人地方自治研究機構の調べによりますと、令和7年4月1日時点で、20の道府県が、これら森林を買い占められる、水源地として保護できないということで、水源地域保全条例を制定しております。しかし、こうした今の外国資本に対する大規模な水源地域の購入という以前に、市町村段階で水道水の水源地を保護、保全する条例制定は、古くから制定されております。一番最初だと言われるのが、昭和29年に岩手県宮古市の宮古市上水道水源保護条例が制定されております。当時は鉱山開発などでヒ素が河川に流入すると。これを防がなあかんということだったんですが、大体昭和62年までに42程度の保全条例ができていたわけですが、昭和63年以降、産業廃棄物が、これら山のほうに水源地あたりに捨てられる。あるいはゴルフ場開発による農薬による汚染水が水源地に入る。こうしたことから、昭和63年から平成13年の間にかけて、180市町村のところでこうした保護条例が制定されていってます。とりわけ昭和63年に三重県津市で産業廃棄物に伴う保護条例がきっかけになって、大きな広がりが全国では起きたということを、これは一般財団法人地方自治研究機構などに寄せられている諸論文なんかでも指摘されているところであります。

そこで、全国の状況について把握されてるかどうか、お伺いしたいんですが、全国の市町村で、都道府県じゃなくて市町村で、水道水源地及び水源地域の保全、保護を目的とした条例を制定している自治体は幾つあるでしょうか。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 全国の市町村等で水道水源の保護を目的とした条例は、国の調査によりますと、平成19年3月時点で、106市44町3村1団体の計154の団体で条例を制定しております。なお、都道府県を合わせますと160の団体となります。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 平成19年の時点で、これ、国土交通省のホームページにあるわけですけれども、平成13年の段階と比べて数が減ってるんです。私、最初180と言いましたけれども、市町村合併等がありまして数が減ってたりしてる。これは国土交通省のほうでも把握されてることありますから、しかし、全国で100を超えるところがつくっているというところであります。

事前に質問状を出してないけれども、奈良県内のこととは調べられましたか。調べられてご存じだったら、おっしゃっていただいたらと思います。奈良県内のあれがどの程度あるか。なかつたらもうこちらでお伝えしますけど、ご存じでしたら。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 奈良県内における条例制定でございますが、2市2村、4団体で条例制定をされ

ております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 質問状を出してなかったけども、周辺のことをよく勉強されて、敬意を表したいと思います。そうなんです。奈良県でもございます。天理市なんかは、平成7年の3月31日で、施行規則も含めて、非常にがちっとしたものつくっておられます。あと宇陀市です。やはり山手のほう、そこはこうした水源保全保護条例をつくってやっております。県営水道一体化、広域水道企業団になっても、自前の浄水場があるわけですから、そうした形で守っているということです。

さて、こうした水源地の保全についての条例は難しいところもあります。と申しますのは、土地利用に制限をかけるというところが出てくるんです。そのために開発業者との間で最高裁まで裁判事例が2件ほど、私が把握してるところなんですけれども、それらの訴訟で最高裁判決がどうなっているのか。それについて調べておられるか。おられたら教えていただきたいと思います。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 水道水源保護に関わる事例といたしまして、特に産業廃棄物処理法との関係をめぐり裁判で争われております。水道水源保護と産業廃棄物処理法に関連する裁判例といたしまして、ある自治体が水道水源保護条例に基づき、水源保護地域内に産業廃棄物処理施設の設置を禁止する認定処分を行ったことが争点となった事例がございます。この事例で最高裁判所は、条例に基づく認定処分が事業者の権利に対して重大な制限を課すものであることを考慮し、事前に十分な協議を行い、事業者の地位を不当に害することのないよう配慮する義務があると判断した上で、自治体がこの義務を尽くさなかったとして認定処分を違法と認定されました。この判決は、地方自治体が水源保護と産業活動の調整において、事業者との適切な協議と配慮義務を果たす必要性を示していると考えられます。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 そういうことがあったわけです。ただ、この件につきましては、県が認可をしている。認可した事業者に対して、水源保護条例があるからということで禁止したと。それで配慮義務がなかったということで自治体が負けたんです。つまり、一度認可を県がしてしまうと、保護条例があっても、これはもう守ることができないんです。そこでお伺いしますけれども、産業廃棄物処理場の許可権限を持っているのはどこでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

市の手続を踏まえ、最終奈良県で許可されることになっております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 その際、その認可について、葛城市は何か意見を県のほうに具申することはできるんでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市におきましては、平成20年3月25日に制定されました葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例に基づき指導を行ってまいります。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 指導を行っていくということで、県への具申ができるかどうかという答弁はなかったんですけど、県への具申はできるのかということを私聞いたので、お願ひします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 その条例の中で審議会等が開催され、最終その意見を付した状況で県のほうに進達するというような流れになってございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 詳しく分かりました。しかしながら、産廃法に基づく許可申請については、一定の規模以上、ある条件のあるものは許可を受けなければいけないけれども、小さなもの、その条件に当てはまらないものについては許可申請が必要はないという問題がございます。そこで、水道水源地の保護条例を設けている地方自治体では、これらの事業についても市町村に届出することを求め、さらには、協議の場をつくり、いろんな書類の提出、あるいは環境アセスメント、住民説明会、いろんな手続をその中で求める。これは許可権限は市町村にありませんが、届出だけということになりますが、届出の中でそうした書類とか条件をつけて出している、様々工夫されている水源地保護条例がたくさんあります。私も、こうした葛城市においても、水源地がいろんな形で、ほかの方が買われて汚染される危険性が出てくることもありますので、葛城市でも水道水源地を保全する、保護する条例が必要だと私は思っておるわけですが、そこでお伺いしたいのは、現在、葛城市は単独経営を行うということで、将来にわたって、やはり長期的なビジョンをつくって、市民に安心・安全な、強靭な水道事業を守っていくということで水道ビジョンの策定を今されているところでありますけれども、その進捗状況がどうなっているかについてお伺いいたします。

西川副議長 吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 令和5年度より進めております水道ビジョン改定の進捗状況でございますが、これまでに新規水源開発、市内3浄水場の統廃合についての検討、また、浄水場整備計画並びに水道配水管の耐震化整備計画を反映させた財政シミュレーションを行っておりまして、今後の水道水に関する調査特別委員会において報告させていただく予定でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 現在、水源地の開発、それから老朽化している施設の統廃合、それから管路の整備等による財政シミュレーション、こうしたことを今は検討されているようですが、私は、ここにぜひ検討課題として、葛城市的水道水源地の保全について、課題として検討していただけないかなと思うんです。全国に様々な先進事例があります。奈良県でも天理市とか宇陀市とかよくやっておられますから、そういうところとも相談できると思います。ぜひ、水道ビジョンの中の1つの課題として、水源地の保全ということを、ぜひ検討をお願いしたいと思うん

です。

最後に市長にお伺いします。市長は、葛城市民のために、葛城市民の利益を守るために大きな選択をされました。それでぜひ、将来にわたって安心・安全な水道を提供するためにも、水道水源地の保全について、条例制定を視野に入れて、ぜひこれを頑張って制定していただきたいと思っておるんですけども、市長のご認識をお伺いいたします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 水道水源の保全を目的とした条例につきましては、国の調査によりますと、現在、全国で約160の自治体が制定をしております。葛城市といたしましては、安全で安定した水の供給を確保する上で重要な課題ですので、こうした全国的な動向を参考にしつつ、今後も水源の安定確保と水質保全に努め、関係機関との調整を行いながら、より効果的な水源保全策として慎重に検討してまいりたいと考えております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。私は、勉強のしがいのある条例制定になると思いますので、ぜひ職員の方々のご研究もお願ひしたいと思います。

さて、続きまして、地域農業の将来と地域計画ということで質問させていただきます。私も農業に従事しておりますが、稻作を行っておりますが、私の周りを見ても、皆さん、大体家族経営でされてるわけですが、水田耕作者の多くがご高齢で、しかも後継者がおられないお宅も増えております。10年後には、私たちの地域での水田耕作の継続が大変困難になって休耕田が増えていくだろうと。耕作放棄地がすごい勢いで増えていくんじゃないかということが地域の懸念となっております。危機感があります。こうした状況は、葛城市内のほかの地域でも、あるいは全国も似た状況にあると考えます。ここから10年間が勝負だと思うんですけども、そこでまず葛市の農地の現状についてお伺いいたします。

葛城市都市計画マスタープラン2017では、土地利用の現状として、自然的土地区分が全市の約2,360ヘクタール、全市の70.3%、そのうち39.4%に当たる1,326ヘクタールが山林、また農地が約840ヘクタールあり、全体の25%を農地が占めているという状況です。これは2017年の段階なんですが、現在の葛市の農地面積、市域に占める割合はどうなっているか、把握されておられましたら教えてください。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願ひします。

農地台帳による本市の農地面積は、登記面積ベースで796.4ヘクタールであり、地域全体の33.72平方キロの23.62%を占めております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 2017年段階のマスタープランのときと比べて、やはり2%ぐらい減っています。農地が。住宅地になってるというのも多いと思うんですけども、だけれども、まだそれぐらいの農地が葛城市にはあるんですよ。これはまちづくりの根幹です。ここをどうするかは。そこでお伺いしたいんですけども、耕作放棄地対策として現在葛城市はどのような施策に取り組んでおられるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、農業従事者の高齢化や農業資材の高騰などにより、耕作放棄地は年々増加傾向にあります。本市では、経営所得安定対策等や新規就農者育成総合対策、土地改良区賦課金や農業者団体への補助金並びに農業に係る事業助成金による支援を行い、農家の経営安定や担い手の確保に努めております。また、多面的機能支払交付金や土地改良施設維持管理適正化事業、農村地域防災減災事業などを活用し、営農に欠かすことのできない水利施設について調査や改修を行い、ハード面の支援も実施しております。これらの施策の実施により、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりました。また、葛城市農業委員会では、農地の利用状況調査として農地パトロールなどを実施されており、遊休農地と判断された農地の中から諸条件を勘案して選定された農地について遊休農地解消活動を実施しております。特に令和6年度の遊休農地解消活動では、開墾作業から一耕作を行い、一耕作の後は次の担い手へつなぎ、再び耕作が再開できるように活動しておられます。しかしながら、本市の耕作放棄地は年々増加しており、この増加傾向は更に加速するものと見込まれ、耕作放棄地の拡大防止及び解消は喫緊の課題でございます。そのため、今年度におきましては、耕作放棄地対策検討支援業務委託を行い、本市としての耕作放棄地対策の方向性や手法について検討を進めておるところでございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。現在営農されている方々を支援するために様々な支援をされているということでありました。また、今、耕作放棄地解消のために、将来的な方針を定めるために、そうした計画をつくろうと、方針をつくろうということで今されてるということをお伺いしました。私は、耕作放棄地対策は2つの柱があると思います。1つは、今やっておられる農業従事者に対する支援です。やはり今頑張って農業従事をしている方、あるいは新規就農したい方、こうした方が継続できるように様々な支援をするというのが1つです。

もう一つは、10年後の農地のことを考えて、耕作者は減っていきます。もう増えることは、私は現状ではないと思います。もうどんどん減っていってるのは、高齢化でますます減ると。そうすると、どうしても土地の集約、大規模化ということは、効率的にやる上で避けられない課題になってまいりだと思います。だから今の農業従事者への支援と、それから将来の農地利用の在り方についての整備、とりわけ農地の集約化ということが大きな柱になると思います。農地の集約化につきましては、2022年に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、将来の農地利用の姿をそれぞれの地域で明確にする地域計画を定めて、農地の受け手を幅広く確保しながら、農地の集約化、効率化を進める取組をこの法律は求めてきたところなんです。令和7年の3月末まで、地域計画をつくりましょうということで進んできたわけですが、全国で、今、葛城市が一体どういう状況になってるかということについてお尋ねしたいと思うんですが、地域計画を作成し公表している地区は葛城市に幾つあるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現在、地域計画を作成し公表している地区は、南藤井1地区でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 お聞きしますが、奈良県12市の計画作成、公表状況について把握されてるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 県内他市の地域計画公表状況につきましては、奈良市10地区、大和高田市7地区、大和郡山市11地区、天理市35地区、橿原市3地区、桜井市33地区、五條市15地区、御所市1地区、生駒市24地区、香芝市1地区、宇陀市4地区となっております。12市の平均は約12地区、中央値は8.5地区でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。県内でも、非常に進んでるところと、まだ1つというふうな段階にとどまってるところ、これ、大きく差があります。それで私、お聞きしたいんですが、葛城市、これ、先ほど言いました。法律では、令和7年6月まで、これをやりましょうということで国を挙げてそういう方針だったと思うんですが、なぜ葛城市的取組が、僅か1つですよね、公表されるまでいったのは。これ、遅れてる原因はどこにあると見ておられるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 地域計画は、令和5年度、令和6年度の2年以内に策定することとなっておりましたが、奈良県から令和6年度中に全ての地区を同時並行的に進めることは事実上不可能であるため、地区を選定して定める方法が示されました。本市には、農地を転用して農業以外の土地利用を考えておられる土地所有者も数多くおられることから、このような土地所有者にとりましては、地域計画を策定すると円滑な農地転用に制限がかかる場合もあることから、慎重に地区の選定を進めた結果、総合的に条件が整っていると考えられた南藤井地区で策定を進めることになり、南藤井地区で地域計画を策定いたしました。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 よく分かったような、分からぬようないい理由なんですかけども、並行して進めるのが困難であると。これ、県の人材がいないから、県から説明に来てもらう。その段取りがつかないからということですか。同時並行でやるのは数が多くて大変やというのは。これは県のほうの理由なのか。よく分からなかつたので補足をお願いできたらと思います。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市におきましても、44か大字ございますので、その44か大字を一斉に2年以内につくるというのが実質的に難しいというような回答でございました。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 それは分かるんだけど、1つしかできないんですよ、2年間でね。だから、もう一つの原因として考えられるのは、様々な地権者の利害関係があるから、こうしたことは取りまとめるのが難しいんじゃないかということで逡巡されてるようなんですが、ここを乗り越えようと。10年後はもう大変なことになりますよと。ここは耕作放棄地、ここはソーラーパネルを張ってる。ここは農地でやってる。もうそんな地域になっていく、葛城市が。あるいはそれぞれの地域が。だから、こういう困難を乗り越えて、協議の場、話し合いの場にまずは上

りましょうと。だから計画が完成して公表までいくかどうかは、これはいろんな事情があると思う。でも一度は現実を直視する、我々が。今後10年間で10年後どうなるのか、真剣に考える場を設けないことには、これは放置になりますよ。それぞれの地権者が。これはやっぱり危機感を持ってやっていただきたいんですが、次に、それを進めていく上での資料が必要なんですけど、その資料の作成状況はどうなっているか、お聞きします。地域計画については、地域の方々が話し合う話し合いの場、協議の場を設けて作成していくわけですけれども、その話し合いの資料ともなるのが目標地図と言われるものなんです。つまり、一筆一筆、ここは後継者がいる。ここは売りたい。ここは耕作を継続する。あるいは後継者がいる。こういう目標地図なんんですけど、その作成に当たって必要な農業者などの意向把握、これは葛城市はどこまで進んでおるのか、お伺いします。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 令和6年度に各大字の全農家に対して、所有する農地について意向調査のアンケートを実施し、回収したアンケートを基に、市内全域において現況地図及び目標地図の素案を作成しております。アンケートにつきましては、地域農業の将来を考える上で、まずは地域の農地の現状や、耕作者がどのような意向を持っておられるのかを把握するために実施したもので、内容につきましては、個人経営か法人経営かについてや、従事者数、後継者の有無や、規模拡大か縮小かについての問い合わせの後、耕作している各農地の地番ごとに、引き継ぎ耕作、後継者へ移譲、売りたい、貸したい、返したい、のいずれかを答えていただくものとなっております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 そうした形で、一筆一筆、農業者の方の、あるいは地権者の方の意向が把握できて、目標地図は準備されてるわけですよ。だから後はそれぞれの地区で話し合いを持つ。ただ、この進め方については、県の指導も要るでしょう。市からの援助も要るでしょう。ぜひ、これは葛城市でも遅れを取り戻していただきたい。これ、ぜひ、私の地域のことで言えば、不安があるんですよ、すごく。というのは、今、大規模にやっていただいている方が、集落営農に近い形でやっていただいている方が数人おられます。その方が10年後いなくなったら土地を返すことになる。もうそれは、返されても農業できません。どうしたらいいか。子どももやってくれない。地域全体で、もう本当にあつという間に10年後は耕作放棄地が広がる。何とかしたいということがあるんですね。私もこれを言いましたら、区長が、これは県からよう分かつた人間を呼んできてでも、1回みんな集まってやろうじゃないかという形です。難しいですよ。それぞれの地権者の思惑とか考えがあるからね。でもそれは避けて通れないで、できるだけ地域の合意がつくれるように、ぜひこれはやっていただきたいと思うんですけれども、葛城として今後、地域計画の作成、どう取り組もうとされてるのか、お考えをお伺いいたします。市長がよかつたら、大きい問題やから、市長、お願ひします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 地域計画は、その策定に向けて農業者や地域の皆さんに協議の場を持っていただき、地域の将来の農地利用の姿を目標地図などによって明確化することができます。地域計画を策定

すると円滑な農地転用に制限がかかる場合もあることも踏まえた上で、慎重に地域の協議の場の開催と地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は、地域で協議の場を持つというのは非常に重要だと思うんですね。目標地図はできるわけですから。それを皆さんを見て、ああやこうやと、この地域、10年後どうしていこうかと。これが私、地域の農業者の力になっていくと思いますので、どうかよろしく、市長、お願ひいたします。

次に、住宅開発に伴う公園設置の在り方について質問をさせていただきます。一定規模以上の住宅開発においては、公園を設けなければならないと伺っておりますけれども、そうした基準はどうなっているのか、お伺いいたします。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

住宅開発においては、都市計画法第33条第1項第2号の規定に基づき、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあっては、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることが定められています。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 公園、緑地、広場を、3,000平方メートル以上の開発においては設けなければいけないと。では、お伺いしますけれども、公園、広場、緑地は、最終的に所有権はどこに帰属することになるんでしょうか。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市計画法第40条及び葛城市開発指導要綱第6条の規定により、開発行為で設置された公園等の公共施設は、開発完了後に市に帰属することとなっておりますので、所有権は市となります。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 そうした広場、公園、緑地は市のものになるということです。私、市内を歩きまして、見ますと、人工芝をちゃんと張って、子どもたちが遊んで草が生えないようにしてあるところがあって、ベンチが置いてあったり、遊具も置いてあるところもあります。こうした新しい住宅地の中の、そういう公園もあれば、まさ土を引いただけ、客土して整地しただけの広場も見られます。これ、開発業者によってありようが大きく異なるんですよ。どうしてこんな違いが生まれるのか分からぬんですが、なぜこんな違いが生まれるんでしょうか。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 開発行為で設置される公園につきましては、開発事業者と実際に利用する地元大字が、今後の利用方針を踏まえ、公園の設置等をどうするのかを協議されて決定するため、公園について違いが生じている部分がございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 つまり、公園の在り方、広場の在り方は、事業者とそれを利用する地元大字、区長さん、役員さんとの話し合いの中でこれを決めていくということになっているので、だから業者ある

いは大字の違いによってこうした違いが生まれているということありました。

ところで、住宅開発に伴うこうした広場、公園、緑地は市内に何か所ぐらいあるか。ここ10年ぐらいの間に住宅開発が進んできましたから、今どういう現状になってるか把握されてるでしょうか。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 平成16年の合併後の数字でございますが、用地寄附を受けた公園は25か所でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 25か所、こうした公園があるということです。その公園が、一方では人工芝を引いてある。一方ではそのままの広場になって草がむしてるとこもありますけれども、私がこの問題を取り上げようと思った理由は、ある住宅地、新しい住宅地のところで、そこの住人の方から、この前の空き地、これ、いつになつたら公園になるんですかって聞かれたんです。私、驚いて、いや、この広場のまま、これ完成ですよと。でも住人さんは、空き地だから公園ができるんだろうと思ってはるんですよ。私、これ、えらいことやなと思って、片一方、そういうちゃんとした公園らしいとこもありますから、こちらの住宅を買われた方はそうでないと。いつになつたらできるんかなと尋ねられて、私、返答に困りました。正直。やっぱり葛城市が将来、25か所、10年以内でもありました。これ、整備が、葛城市に所有権があるから、例えば草刈りとか、住民が市に求めた場合どうなるのかとか、いろんなことが出てくると思うんですね。だから、できるだけ、今のつくり方だと、管理がしやすい、そういう公園、在り方もありますから、またそれは、子どもたちも機嫌よく遊んでますわ。人工芝の上で。やはり私は、そこを市からの助言、大字とか区長さんに助言をしていく。業者の協力を求める。私、そういうことが必要だと思うんですけど、これは葛城市からこれまで何らかのこうした助言等はされているのかどうか。先ほどご答弁がありましたけれども、完全に大字の区長さんと業者の間の話合いで任せてるのか。これについてお伺いします。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 開発で設置される公園につきましては、葛城市開発指導要綱に基づき、事前協議の段階から開発事業者にフェンス等の安全対策や人工芝での防草対策等の指導、助言を行うとともに、地元大字とも協議するよう指導はしております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 業者のほうには助言、指導していると。ところが業者はしていないところがある。それだったら区長が判断をつかなかつたらいいわけやから、私は、区長さんにもお願いして、区長さんにもちゃんと助言して、ほかの大字ではこんなんなってるよと、こういう公園整備がされてるよとお示しして、そこは差が出てくると住民間でも不公平感が出てまいりますので、私は、それは検討していただきたいと思うんですけども、その前にお伺いしたいと思うんですが、これは葛城市が所有することになりますけれど、草刈りなどを求められたら、整備は葛城市に責任があるんでしょうか。これについてお伺いします。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 開発行為で設置されている公園の草刈りなどの管理については、実際に利用することとなる地元大字に行っていただいております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 だから地元大字に結局戻ってきちゃうんですよね。広場で草むしてるようなとこだったらね、大変なんですよ。だからそういうことも含めて区長さんに一言、言っていただいたらありがたいと思うんですね。ちょっと飛ばしますけれども、要はベンチとか、そういう設置についても地元から上げるということですね、そうしたら。分かりました。

最後の質問になりますけれども、葛城市として、住宅開発許可に際して、公園整備の基準を区長さんにもお示しする。業者だけじゃなくてね。統一した形で今後開発が進むようにしていただきたいと思うんですけども、お考えをお伺いしたいと思います。

西川副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在の開発で設置される公園につきましては、葛城市的開発指導要綱に基づき、事前協議の段階から開発業者に対し、安全対策や防草対策等の指導、助言を行っているところではございますが、今後も、市と地元大字でも協議を行うなど、より地元の意向を反映した公園となるよう事業者へ指導してまいりたいと考えております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 よろしくお願ひします。私が見ても、広場みたいなところは草むして、これ、管理大変だなというようなとこもありますし、それが地元の問題にもなりますから、開発の段階でそうしたことがないように指導、助言をよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

西川副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時から会議を再開いたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、本日5番目の一般質問を行います。私の質問が本日最後になりますので、いましばらくお付き合いのほど、よろしくお願ひをいたします。

今回の質問は、図書館資料の収集方針についてと、それから尺土駅前道路の通行安全対策についての2つ行います。今回も議長のお許しを得まして、尺土駅前の質問につきましては、現地写真をご覧いただきながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。

なお、これから質問は質問席にて行います。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 では最初に、図書館資料の収集方針についてお伺いをいたします。（仮称）當麻複合施設

は、旧當麻文化会館を大規模改修しまして、令和9年春頃に開業予定と聞いております。當麻図書館や當麻庁舎などの機能を集約し、世代を問わず、親しまれ利用される施設となることが期待されます。葛城市立図書館は、當麻図書館、新庄図書館の2館体制で、當麻図書館は所在地の特性から、子どもが通いやすく、児童書が充実している。新しい複合施設に入ることになる當麻図書館でも、この強みの継承、拡充を期待するものであります。當麻複合施設は、指定管理業者による運営が予定されておりまして、新しい當麻図書館もその中に含まれます。今回の質問では、當麻図書館及び新庄図書館の公共図書館としての選書などを含めた資料の収集方針に絞って行政のお考えをお伺いしたいというふうに考えております。

まずは現状についてお伺いをいたします。葛城市内には旧當麻町と旧新庄町から引き継いだ公共図書館であります當麻図書館と新庄図書館とがあります。それぞれもとは旧自治体内の唯一の図書館という形でございました。それぞれの図書館について、現在の図書館資料の内訳についてお伺いをしたいと思います。一般書や児童書、それからあと新聞、雑誌などの逐次刊行物や視聴覚資料などのカテゴリー別に、資料点数を館別にお答えいただきたいと思います。書籍や視聴覚資料につきましては所蔵点数を、雑誌などは受入れのタイトル数をお答えいただきたいと思います。ご答弁の順番は、両館の比較がしやすいように、一般書について、當麻何冊、新庄何冊というふうにお答えいただけたらと思います。続いて、児童書について、當麻何冊、新庄何冊という順番でお願いいたします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和7年3月31日時点での両図書館の資料の所蔵数等についてお答えをさせていただきます。一般書については、當麻図書館で5万3,239冊、新庄図書館で10万1,061冊。児童書については、當麻図書館で3万8,097冊、新庄図書館で5万1,806冊。視聴覚資料については、當麻図書館でCDが28枚、DVDが64枚、新庄図書館でCDが676枚、DVDが234枚となっています。また、新聞については、當麻図書館、新庄図書館ともに6紙、雑誌については、當麻図書館が41種、新庄図書館が60種となっています。

以上です。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 おおむね、図書館の規模に従って新庄図書館のほうが資料としては多くなっているというふうなことです。これはどのカテゴリーにおいても大体同じようなものだということを理解をいたしました。では、葛城市立図書館の現在の資料収集方針につきまして、どのような基準で資料の選書を行っているんでしょうか。また、蔵書資料の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 図書館の資料収集方針については、平成23年に策定いたしました葛城市立図書館資料収集方針に、収集する資料の範囲や資料の選定基準、除籍基準を規定し、その方針に基づいて選書を行っております。生涯学習施設の1つとして、暮らしに役立つ、利用者に信頼される図書館となるよう、利用者の要求と関心、地域社会の状況を反映させた資料の収集に努め

るとともに、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等の幅広い分野で資料を収集しています。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 平成23年に策定されました葛城市立図書館資料収集方針と、こういうものにのっとって収集されているということあります。

さて、令和9年の春に當麻図書館が新たに（仮称）當麻複合施設内のメイン施設の1つとして開設される予定であります。私は、當麻図書館は立地の特性から、小・中学生などの児童・生徒が来館しやすいというふうに考えております。當麻図書館の新しい複合施設への移転拡充は、當麻図書館の本来持っていたポテンシャル、特性を生かすチャンスだというふうに私が考えるものでありますけれども、市としてはどのように考えておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 當麻図書館は、周辺に住宅地があり、中学校にも近く、子どもたちにとりましても利用しやすい立地にあることから、現在も當麻図書館には多くの子どもたちが本を借りに訪れていただいているので、新當麻図書館の利用にも期待しているところです。新當麻図書館には、常設の学習席やグループ学習が可能な部屋、館内で好きな本を読みながらゆっくり過ごせる閲覧席などの設置が計画されています。また、現在の當麻図書館よりも開館日が増え、開館時間についても延長されることから、学校帰りの学生や仕事帰りの方々など、更に図書館を利用していただける機会が増えるのではないかと考えています。新當麻図書館におきましても、常に利用者のニーズを把握し、新しい資料の収集に努めまして、何度も通いたくなる図書館を目指してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市としても、當麻図書館の持っているポテンシャル、これ、しっかりと最大限に發揮していきたいというふうなお考えであること、よく分かりました。葛城市立図書館に限らず、一般的に公共図書館では、一般書や児童書の貸出された資料の中で一番利用されているのが絵本であるというふうに聞いたことがあります。児童書のほかの資料と比較した場合の絵本の利用率についてお答え願いたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和6年度の両館合わせた児童書の貸出し冊数は12万2,340冊、そのうち絵本の貸出し冊数は6万9,788冊で、利用率は約57%となっております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今、ご答弁で、葛城市立図書館の場合は、児童書の貸出し冊数に占める絵本の利用率は57%と、大体6割弱ということでありました。では、なぜ絵本の利用が多いのか。その要因については、どのように、何であるというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。また、絵本は、昔からある定番の作品に加えまして、最近はバリエーションが増えております。絵本の選書で特に意識している点などありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 絵本の貸出しが多い要因ということでございますが、絵本は大きく分けて、一般的な物語絵本、赤ちゃん絵本、昔話絵本、知識絵本といった内容に分かれており、翻訳書も多く

出版されていることから、世界各国の絵本を楽しむことができます。最近では、大人の方でも絵本を好んで借りられるため、子どもや大人の分け隔てなく、利用者全体として絵本の貸出しが伸びている状況でございます。また、絵本を選書する上で、赤ちゃんから絵本を楽しめるように月齢や年齢に応じた内容の絵本を収集するよう意識しています。シンプルな赤ちゃん絵本から成長とともに楽しめる物語絵本を多数収集しているほか、生き物や乗り物など、子どもたちが知的好奇心を高める知識絵本についても積極的に収集しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 絵本に対する考え方、よく理解をいたしました。

さて、新當麻図書館には、今し方、絵本の話がありましたけれども、1階に未就学児を対象としたプレイスペースが設けられまして、小さなお子さん向けの遊具が置かれますので、子育て世代の利用が更に増えるというふうに考えます。子育て世代の利用者への資料提供などについて、図書館としてどのようなことに配慮したいというふうに考えておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新當麻図書館には、子どもたちの遊び場としてプレイスペースが計画されています。

既に図書館をご利用いただいている方を含めまして、これまで図書館に来館されたことがない子育て世代の方々にとりましても、ご利用を楽しみにしていただいているのではないかと考えております。新當麻図書館では、1階の児童書のコーナーに子育て世代の方が多く利用される本を集めた書架を設け、子どもたちが遊んでいる様子を見ながら、保護者の方々も借りたい本を選ぶことができるよう、配架については工夫できるよう検討しております。また、現在は貸出し中の本についてのみ予約ができる方法をとっていますが、今後は、館内に在架している本についても予約ができるようにし、来館前にインターネットや電話で予約をしていただくとカウンターすぐに本が受け取れるよう、在架予約のサービスの提供についても検討しているところでございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今し方の答弁で、図書館内に在架している本についても予約ができるというふうな答弁がございまして、図書館の書架に本がある状態、書棚のこと、架ですが、在架の本をリクエストできるという、いわゆる在架予約についての言及がありました。葛城市では現在、貸出し中の本についてリクエストがかけられる通常の予約のみであったかと思われますけれども、新當麻図書館の開館に合わせまして、當麻とそれから新庄の両館で在架予約を検討されているということでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 在架予約につきましては先ほどの答弁のとおりでございますが、新當麻図書館、新庄図書館両館において在架予約の導入を検討しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 當麻図書館だけじゃなくて、新庄図書館のほうでも検討をされているということあります。在架予約につきましては、近年全国で導入が進む、新しい取り置きサービスというふう

に言われておりますて、福岡県のうきは市立図書館が令和3年の11月からサービスを開始されたかと思うんですが、同じく福岡県の柳川市立図書館とか、それから富山県の黒部市立図書館などでも運用されているというふうに聞いております。また、近隣の市町でいいますと、樋原市も、私、ホームページで確認しましたら、ウェブ予約システムという名前で、図書館の所蔵している資料にインターネットから順番待ちの予約ができるサービスをしておられます。新しい當麻図書館が開館するのを機に、利用者にとってより便利なサービスを始められることを期待したいと思います。

さて、今度は図書の分類についてお伺いをしたいと思いますけれども、近年、一部の新しい公共図書館では、ライフスタイル分類など新しい分類を採用して、それに従って配架されているところも出てきております。まず、葛城市立図書館の配架方法についてお伺いをいたします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 葛城市立図書館では、日本十進分類法により、資料を10の分野に分類し、分類された資料は分野ごとにまとめ、配架をしております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 日本十進分類法というのがありますて、葛城市ではそれでやつておられるということです。別名NDCというふうな言い方をしますけれども、N i p p o n D e c i m a l C l a s s i f i c a t i o nという、D e c i m a lのD e c iというのはデシリットルのデシで、日本十進分類法というふうに訳されてますけれども、国内のほとんどの公共図書館ではNDC、日本十進分類法を使っておられます。葛城市議会の常任委員会で過去に視察研修で訪れました、例えば佐賀県の武雄市図書館とか、岡山県の高梁市図書館、それから和歌山市民図書館などは、これはカルチャー・コンビニエンス・クラブの、C C Cの蔦屋書店形のライフスタイル分類を採用されております。それからあと、ほぼ全ての学校図書館、これはNDCを採用しているわけですけれども、文部科学省の学校図書館ガイドラインで、原則としてNDCで学校図書館については整理、配架しなさいよと、本を並べなさいよというふうに求めておられるのでそうなっていますということで、NDC以外は例外的という形になつております。

大学図書館につきましては、ほぼ、私の知っている限り、全ての大学図書館では、和書についてはNDCを使っていると。一部洋書、和書というのは日本語で書かれた本、それから洋書、英語等外国語で書かれた本については、東大の駒場図書館はデューイ十進分類法とか、それから同志社だと米国議会図書館分類とか、それぞれ、早稲田だと学内独自方式の早稲田分類というのを使っているようですけれども、和書につきましてはNDCを使っていると。葛城市立図書館でも日本十進分類法で配架しているということ、承知いたしました。葛城市立図書館がNDCで配架していることについてのお考えをお伺いしたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 図書館では、開館当初から資料の配架には日本十進分類法を採用してまいりました。

日本十進分類は、日本国内の図書館において基本となる配架の基準で、日本の学問の内容や

出版状況を考慮して構成されており、図書館職員や図書館の利用者にとりましては、利便性が高いものと考えています。また、他市町村の図書館においても採用されていることから、例えば葛城市民が他市町村の図書館を利用する際にも、戸惑うことなく資料の配架場所を見つけることができるものとなっています。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 さっき私も配架についてちらっと触れましたけども、配架の配というのは配るという字で、架というのは、橋を架ける架橋という、その架なんですが、架というのは本棚のことでありまして、図書館などで本や雑誌などを分類に従って並べること、配というのは並べるということですから、ということを配架ということで承知いたしました。では、新しい當麻図書館の配架についてはどのように考えておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新當麻図書館の運営につきましては、指定管理業者と協議し調整していくものと考えていますが、配架につきましては、様々な方が利用され、活動される場となることを想定し、多種多様な資料の収集を行い、利用者が利用しやすく、また効率よく資料を手に取っていただくための工夫についても検討していきたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 そうですね。おっしゃるとおりだろうと思います。先ほどプレイスペースに関するご答弁の中で部長が言及しておられましたが、多くの公共図書館では通常採用しておられる別置、別に置くということについておっしゃっていました。これについて私のほうからも述べておきたいと思います。公共図書館でよくある別置の事例といたしましては、参考図書とか郷土資料、それから児童書、絵本、紙芝居とか、あとティーンズといって若い中高生向けの本であるとか、あるいは文庫、新書、大型本といった本の版型、大きさ、これで分けるものなど、いろいろやり方があります。プレイスペースの近くにも、先ほどのご答弁を聞いておりまして、子育てに関するジャンルの本を別置すると考えておられるというふうに理解をいたしました。これは全くそうすべきだと私も思います。

改めて、館内の動線も十分考慮に入れまして、誰でもスムーズに、特に誰もが公共図書館を利用するわけでありますので、直感的に資料にたどり着ける配置とすること、これはもう当然のことですが、改めて求めておきたいと思います。また、指定業者との協議に当たりましては、別置記号をどうするのかとか、本の背ラベルの統一をどうするのかとか、職員、ボランティアの案内手順の明文化などいろいろなこともあろうかなというふうに押察するわけでありますが、これにつきましても十分検討をお願いしたいなというふうに思います。

さて、現在、図書館では、當麻、新庄それぞれの利用者がより多くの雑誌に触れられるよう、奇数月にタイトルの入替えを行っておられるというふうに聞いております。當麻図書館の運営が指定管理者になるわけですけれども、これによって今後どのような影響がありますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在、當麻図書館と新庄図書館の雑誌は、奇数月で両館の雑誌を一部入れ替える取組

を行っております。これは隔月で雑誌を入れ替えることで、利用者にとりましては閲覧できる雑誌の種類が増えることになり、利用者の利便性の向上にもつながるものとして始めた取組となっております。新當麻図書館は指定管理業者が運営する予定となっていますが、今後も両図書館が連携することで、利用者にとって利便性の高い図書館運営を目指してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 現在、今し方ご答弁ありましたように、當麻、新庄両図書館はこの点でも連携がきちっと行われているわけですけれども、直営2館であったときに比べて、指定管理業者による運営が始まったために利用者の利便性が損なわれるというようなことがないように、しっかりとその辺りの連携については、指定管理業者とよろしく検討をお願いをしたいと思います。

さて、近年、公共図書館でボードゲームやコミック、いわゆる漫画本のことですけれども、これを収集する図書館が増えてきております。続いてこれらについてお尋ねをいたします。まずコミックについてお伺いをいたします。まず、これまでのコミックの収集の現状についてお伺いをしたいと思います。現在、當麻、新庄それぞれ、どういったタイトル数、タイトル数というのは、例えば葛城市立図書館は、末次由紀さんの競技かるたを題材にした「ちはやふる」という漫画を所蔵されていると思いますが、これ、巻数多いんですけど、それも何巻あっても1タイトルというふうにお答え願えたらと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 漫画の収集につきましては、當麻図書館が9タイトル、新庄図書館が12タイトルとなっております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 承知いたしました。このほか、私が調べたところによれば、「陰陽師」とか、それからあと「銀の匙」という本、こういう漫画が入っている。私ら世代でいうと「銀河鉄道999」とか、それから横山光輝さんの「三国志」などが入っているということでございます。

続きまして、現時点でのコミックに対する図書館の収集方針についてお尋ねをいたします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 平成23年に作成した葛城市立図書館資料収集方針において、漫画については、厳選する資料と位置づけています。現在、図書館で購入している漫画の基準については、知識が身につく内容の漫画であるか。将来の進路や職業の選択に役立つ漫画であるか。漫画として高く評価され、後世に伝える価値があるか。これら3つの基準により選書をしています。寄贈についても同じ条件で受け入れをしています。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 コミックにつきましては、何でもかんでもとか、面白ければいいとかいうんじやなくて、図書館としては、きちんと知識が身につくとか、役立つとか、あるいは評価が高いとか、そういういった客観的な基準で受け入れをされているということ、承知いたしました。

それでは、私も、當麻複合施設、新しい當麻図書館には、小・中学校の児童・生徒の皆さんとか、高校や大学、専門学校などに通う若い人たちがどんどん訪れて大いに利用してもら

いたいというふうに考えるものであります。新しい當麻図書館の開館に伴いまして、コミックの収集方針や購入冊数について、現時点でのどのような考え方を持っておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 近年、日本の漫画は1つの文化として世界からも認められるほど高く評価されていることから、コミックについても、図書館資料として収集の対象になるものと考えています。

収集に当たっては、コミックの出展点数については膨大であるため、従来の収集方針を基準としつつ、未成年や成人の方々にとって図書館資料としてどのようなものがふさわしいかなどを検討していきたいと考えております。今後の購入冊数につきましては、コミックは巻数が多巻なものが多いことから、現在所蔵しているコミックの利用状況や、コミックの作品としての評価等を参考にしながら増やしていければと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 増やしていただく方針ということで、これは歓迎をしたいなというふうに思います。

続いて、ボードゲームなどの収集、利用についてお尋ねをいたします。近年、公共図書館では、世代を超えて楽しまれるボードゲームなどを収集して、利用に供しているところが増えております。私ども議会の総務建設常任委員会で令和5年に愛知県江南市の複合施設トコトコラボというところを視察しまして、その中の図書館を訪れた際も、市民がボードゲームなどを利用して楽しんでおられたという様子が印象的でありました。ボードゲームなどを公共図書館で収集することについてどのようにお考えでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 これまで図書館では、オセロやトランプ、将棋や囲碁といった遊びを楽しむ本を所蔵し、貸出しに活用してまいりました。ボードゲームについては現在は収集しておりませんが、最近ではボードゲームを活用したコミュニティづくりが注目されつつあり、本市の図書館においても関心を持っているところです。今後、新當麻図書館ではボードゲームの収集についても検討してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ぜひ、やっぱり来館者同士のコミュニケーション、遊んでもらったりとかすることによるコミュニケーションが図れるということですので、ぜひ前向きにご検討をお願いをしたいというふうに思います。

さて、あとボードゲームを使って、例えば市民の交流型イベントというふうなことも考えられます。こういうイベントは世代を超えた交流が期待できるというふうなことですので、新しい複合施設のこういう趣旨にも沿うものというふうに考えますけれども、これについてのお考えはいかがでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 ボードゲームの魅力は、知らない人たちともゲームを通じて交流し、子どもから大人まで、世代を超えてコミュニケーションが図れることであると考えています。當麻複合施設では、様々な年代の方々が集い、図書館の利用や文化活動に参加されるといったにぎわいのある場所となることから、ボードゲームを通じて、図書館が地域交流の場としての役割を果

たせるものと考えています。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 こちらもぜひ前向きにご検討いただき、ぜひとも実現していただきますよう要望をしておきたいと思います。ここまで指定管理制度で運用される新しい當麻図書館についての方針を中心伺ったわけでありますが、では、當麻複合施設開館後も市の直営を維持される新庄図書館について、新庄図書館の資料収集方針は、蔵書構成の変更など、これについてはどのように考えておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新庄図書館の資料収集方針はこれまでと変わりませんが、蔵書の構成につきましては、新當麻図書館では子どもや子育て世代の利用が伸びることが見込まれるため、児童書に比重を置いた資料の収集を計画しています。一方、新庄図書館については、専門性のある資料の収集を目指すため、一般書に比重を置き、資料の収集を行う予定としています。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 新庄それから當麻、両方とも公共図書館ですので、地域によっては、もう當麻のほうしか利用しない方も、新庄のほうしか利用しない方もいらっしゃいますので、両方とも公共図書館として資料収集はきっと全ジャンルにおいてやっていただきたいと思いますけれども、それでもやはりめり張りをつけるということは、私はいいことだと思いますので、新庄図書館のほうではより一般書などを充実させていくというふうなお考えだというふうに理解をいたしました。

さて、先ほども触れましたように、當麻図書館は指定管理者、直営の新庄図書館は司書である職員が運営をされます。資料収集方針などについて、運営面でのやり方はどのように変わるというふうにお考えでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新當麻図書館については、気軽に本と会える図書館を目指し、知識の入り口や情報の入り口となる入門書や基本書などの資料の収集となるよう検討しています。一方、新庄図書館では、知識や学びを深めることができる図書館を目指しまして、當麻図書館の資料よりも更に専門性のある資料の収集となるよう計画をしています。

運営面についてでございますが、資料の発注に伴う選書や資料の除架、除籍は利用状況を見ながら行う必要があるため、新當麻図書館の資料については指定管理業者が選定することが適していると考えておりますが、購入資料リスト、除籍予定リストに基づきまして、最終の判断は新庄図書館が行うことを想定しています。また、それぞれの館で所蔵する資料は今までどおり所蔵館を超えて相互に利用できるようにするとともに、新たに在架予約を始めるなど、資料の予約サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

図書館が主催する事業につきましては、新當麻図書館、新庄図書館で内容を協議し、それぞれ連携しながら実施していきたいと考えております。また、運営上発生する課題等につきましては、両館で共有し、解決に向けて取り組むとともに、公立図書館として常に連携し、運営してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 これまでご答弁いただきまして、最後もおっしゃいましたけれども、公立図書館としてというふうにおっしゃいました。パブリックな公共図書館としてしっかりと役割を果たしていくという考えがしっかりと伝わってまいりました。改めて私からの要望をまとめておきますと、まず、在架予約の導入を検討されているということでありますけれども、特にプレイスペースなどを利用する小さなお子さんのいらっしゃる保護者へのより利便性の高いサービスとなること、ぜひともこれ検討いただきたいというふうに思います。

それから別置についても言及がありましたけれども、これも公共図書館として誰もが使いやすい形になりますよう、この計画のほうもしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それからあと、當麻、新庄図書館の連携につきましては、やはりこれ、指定管理業者になつても、そういう利便性が損なわれないよう、今までどおり利用に供することができるよう、こちらのほうも要望をしておきたいと思います。

あと提言2つ、コミックにつきましては、先ほども点数を増やそうというふうな話もありましたけれども、これは若い方に利用していただきたいので、しっかりと充実の方向でお願いをしたいというふうに思います。

また、ボードゲームの資料の収集、これもぜひとも検討、実現をしていただきたい。それからイベントの企画につきましても、指定管理業者がやっぱりイベントをするとなると非常に得意なところも多いと思います。やはり今までの公共図書館ではできなかつたことも、やっぱりイベントもできるようになるという可能性もあると思いますので、これらもぜひしっかりと実現に向けてご検討をいただきたいというふうに思います。図書館の資料収集に関する質問については以上といたします。

続きまして、尺土駅の南出口前にあります東西方向の道路、これ、名称は八川保育所・尺土線というふうに言うわけですけれども、この通行の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

それでは、八川保育所・尺土線では、尺土駅の南出口の東側区間と葛下川の西側区間で、2車線の道路の両側に歩道が整備されております。葛下川の橋梁は令和7年度中に開通予定というふうに聞いております。また、駅前ロータリーは、用地取得交渉中の住宅の周囲を先行して仮開通させる予定というふうに伺っております。

一昨日、9月2日を開かれました9月定例会の初日での決算審査報告では、尺土駅周辺整備事業については、担当部局が用地取得交渉において、地権者と真摯に向き合い、粘り強く努力されている点を高く評価しながらも、用地取得が進んでいないことで事業全体が停滞し、駅前環境の改善が遅れている現状は看過できない。本事業の早期完了は市民全体の利益に資するものであり、市の総力を挙げて早期の整備完了に尽力してほしい旨の言及がございました。また、私、市民の皆さんから聞いている話としましては、尺土駅前の南出口前の朝の送迎時に一時停車が多い場所は、市が危険と判断されまして、現在は、停・駐車はご遠慮くださいとか、Uターン危ないという掲示、これは法令による強制力はなくて、あくまでもお願

いベースで設置されているものというふうに私は理解しておりますけれども、私の下にも、市民の皆さんから、「不便だ」とか「改善してほしい」という声はいただいているところであります。今回の質問では、当該箇所の通行の安全確保について市のお考えをお伺いした上で、改善を最後に提言をしたいというふうに思います。

では、質問に入りたいと思います。では、写真1をお願いします。これは9月1日現在の写真です。この頃、晴天がずっと続いている間に、撮りにいった私の腕前でも空がきれいに映っておりますけれども、道路を西側から東側に尺土駅を臨んでいると、そういった絵でございます。現在、小さな橋が葛下川に架かっておりまして、葛下川に架かっている橋の北側に新しい橋を架けまして、現在の道路というのは歩道になるというふうに以前聞いたことがあります。ありがとうございました。それでは、葛下川に架かる橋梁につきましては、令和6年度までに上部工が完成しました。そして今年度、令和7年度中に取付け道路工事を終えて開通する予定と聞いております。本工事の現時点での今後の見通しについてお伺いをいたします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

八川保育所・尺土線道路改良舗装工事を令和7年7月23日に契約いたしました。この工事の本工事となる橋梁周辺工事の工事延長は110メートルで、新葛下川4号橋から西に約30メートル、東に約80メートルの橋梁への道路取り合い工事を行います。工期は令和7年7月19日までで、工事完成後は、車道2車線、両側歩道の道路となり、歩道部を含め、幅員14メートルの道路となります。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 この工事完成が本当に待ち遠しいという状況でございますけれども、葛下川に架かる橋梁工事の完成に伴いまして、周辺道路の交通は改善されるというふうに思うものでありますけれども、新しい橋の開通が周辺に与える影響についてはどのようにお考えでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 橋梁部が開通することで、八川保育所・尺土線の起点となる八川第2保育所北側の踏切南側交差点付近から、道路線の終点となる尺土駅舎の東側の踏切南側の交差点までの区につきまして、道路北側の歩道の整備が完了することとなります。歩道の整備が完了することで、一部狭小となっている尺土駅南出口付近の歩行者の安全対策や、尺土駅西側の市道尺土駅西線から八川保育所・尺土線に合流するT字路の見通しの改善につながります。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 歩道につきましては、今、南北ともに寸断されているという状況にありますけれども、この工事が済めば、北側の歩道についてはずっと一本でつながるということで、これは期待したいなというふうに思っております。

さて、写真2をお願いします。これは尺土駅前の南出口の周辺を撮っているところですが、今、写真のような看板があるわけですが、以前から尺土駅を利用する方が送迎の際、車を駐停車よくされておられた場所で、現在も実のところ、しておられる方が結構いらっしゃるわ

けですが、ここが危険だということで、現在、ポールコーンが設置されているとともに、駐停車ご遠慮くださいなどの掲示がされています。これについて私、市民の皆さんからお声をいただいたことから今回の一般質問につながっているわけであります。写真ありがとうございます。ポールコーンや掲示物を設置された理由、これについてお伺いしたいのと、併せて設置に至る経緯についてお伺いをいたします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在、近鉄尺土駅南側の道路及び駅前広場の形態が、事業進捗の都合上、最終形態となっていなため、尺土駅南側出口付近の歩道分離ブロックと道路法線の外測線との間にスペースが生じており、尺土駅に送迎に来られた車が一時的に停車できる状況となっております。このため、朝夕の通勤、通学の時間帯には、この場所に多くの送迎車両が一時停車され、特に雨の日においては、二重、三重に停車される状況となり、結果、車の往来に支障が出たり、また、このエリアを利用して車を転回されるケースもあることから、危険な状況となっているときがございます。本来このスペースは事業完了後には車道部分となるため、警察との協議により駐車禁止エリアとなります。現状、利用者の利便性の観点から、特に一時停車することで車両往来に支障が出る部分にのみポールコーンを設置し、また、駐停車及び転回、Uターンに対して注意喚起の看板も併せて設置しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市としては、やっぱり車をとめて危ないというふうなこと、これはよく理解できるところでありますけれども、ポールコーンを設置することによって乗り降りをご遠慮いただこうというふうな意図であったというふうなことも承知をいたしました。では、現状、尺土駅前のことにつきまして、市民の方から、建設課など、市への問合せ等はどのような状況になりますでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 建設課には、南出口周辺の利用形態に対する意見でございますが、具体的には、送迎車両の多重停車に対する規制や、転回する車両が道を塞ぎ危ないというご意見をいただく一方、一時停車を抑制するために設置したポールコーンにより転回しづらいので、ポールコーンをとってほしいというご意見をいただいております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今、2つのご答弁の中で、反対の市民の方から様々な意見が来ているということは理解いたしました。危険だから何とかしてほしいというふうなことに対応してポールコーンとか立てられたわけですけれども、それに対して、転回しづらいのでとてほしいという意見も反対に来ているというふうなことあります。私のほうに来ている意見というのは、たまたまなんでしょうけども、ポールコーンによる転回がしづらいのでとてほしいとか、それから、あるいは一時停車できないのは不便なので、一時停車をしたいんだというふうなご意見を、後者のほうをたまたま私のほうにはいただいておりますけれども、じゃあ、これ、どうすればいいのかということにつきましては、後ほど私のほうから提言をさせていただけたらというふうに思います。

さて、尺土駅前広場の用地取得交渉につきましても、現在も最後の1軒のお宅と交渉を継続中というふうに伺っております。現状と今後の見通しについてお聞かせください。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 残り1軒となりました地権者の方とは、定期的に連絡を取り、交渉を続いている状況でございます。用地交渉の状況は、地権者の方の事情もあり、契約まで至ってはいない状況でございますが、交渉の中で前向きな意見もいただけるようになってきておりますので、引き続き任意買収できるよう粘り強く交渉を続いている状況でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 前向きなご意見もいただけるようになってきたということです。引き続き、担当部局には交渉の継続を頑張っていただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思います。

さて、写真3をお願いします。これは尺土駅のエレベーター前付近から南のほうを見たところです。正面の、今、交渉中のお宅の東側のところは既に葛城市が土地を獲得しております、そのところが見えているというふうなところです。これが将来、尺土駅のロータリーに当たるというふうなことになっております。

さて、尺土駅前ロータリーの整備についてお伺いをしたいと思います。来年度、令和8年度に、現在用地取得交渉中のお宅を囲むように暫定型の道路を整備する工事を行う予定と聞いております。これはかねてから私も、河内長野市にあります南海高野線の三日市町駅のロータリー整備工事を含む駅前再開発工事というのがあります、これは平成19年3月に完了した事業でありますけれども、これを私、引き合いに出しまして、一部用地取得交渉中であっても、ロータリー部分は先行して工事できる旨の提言をしていたものでありますけれども、これにつきまして現時点での計画をお聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 用地買収が完了している用地を利用し、また将来、駅前ロータリーの最終形態の利用につなげる形で、駅前広場を時計回りの一方通行で4メートルの道路整備を令和8年夏頃から令和8年度末の令和9年3月までの工期で計画しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 この工事につきましては、ぜひとも、前倒しできましたら、早く速やかにやっていただきますよう要望いたします。令和9年3月までの工期でありますけれども、付近を通行される方はたくさんいらっしゃいますので、少しでも早く工事を終えられますよう強く要望をしておきたいと思います。

では、写真4をお願いします。ここで、左奥が南平整形外科の駐車場が少し見えております。これはエレベーターの踊り場といいますか、そこのデッキの部分から撮影したものであります。そこから南平整形外科の駐車場の北側に市内循環バスの停留所があります。この写真の中央部分でありますけれども、この付近というのは結構な広さがあるように見受けられるものであります。写真ありがとうございました。このバス停の周辺のスペースに車が送迎をするために一時停車をすることは、これは現状可能なんでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 市内循環バス停留所付近につきましては、市有地となっていることから、送迎車の停車スペースとすることは可能でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 これは可能だということあります。近鉄の大和高田駅とか高田市駅には、コインパーキングで使用されているロック板という、ぼっと上がってくるもの、また別名フラップ板とも言われてますが、これが設置されてまして、最長30分は無料で、一時的に停車できるようになっています。それ以上だとお金を払ったらとめられるわけなんですが、これによって送迎のために安心して一時停車することができます。尺土駅におきましては、ロック板とか、これはもう大がかりになりますので、これは全く不要だというふうに思いますけれども、市内循環バスの停留所付近に乗降のための一時停車スペースを確保しまして、もし、送迎するんであれば、ここで車をとめてください、一時停車してくださいというふうに誘導して、そういうための看板を設置したりとか、あるいは、今だったらどこにとめていいか分かりづらいということで、一時停車升、これを引いていただくことは可能なんでしょうか。もし、可能であれば、ぜひ誘導看板や仮設の停車升を設置していただくよう要望したいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 安全に駅へ送迎できるよう、西側の仮駐停車スペースへの誘導や、また、効率よく車を停車してもらうことは、安全上検討すべきことと考えております。今後、誘導看板や停車スペース枠等の設置については、検討してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 検討いただけるということあります。可能であって、検討もいただけるということで、ぜひとも、ありがとうございます、検討をお願いをしたいと思います。阿古市長におかれましても、市民の安全のために、ぜひ、今、私、提言したことにつきましては、早期に整備していただきますよう強く要望をするものであります。

今回の質問で、最初に新しい當麻図書館について、公共図書館全体のことについてお伺いいたしましたが、新しい當麻図書館が公共図書館の可能性を広げるものと私は大変期待をしております。また、このことをぜひとも新庄図書館のパワーアップにつなげていただきたいということ。それから、今し方の質問で、市民の安全のためにぜひともできることを早期に整備していただきたいということを強く要望いたしまして、今回の一般質問を終了いたします。ご答弁いただきありがとうございました。

奥本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日5日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願いま

す。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2 時 5 4 分